



カタクリ

# ハンズ熊本通信

編集発行  
(株)ハンズ熊本

〒860-0811  
熊本県熊本市中央区本荘  
6丁目8-7  
TEL. 096 (375) 4340  
FAX. 096 (375) 4341

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

## 3月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> ／令和2年分所得税の確定申告<br>2月16日～3月15日 | <b>国 税</b> ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)<br>3月31日          |
| <b>国 税</b> ／個人の青色申告の承認申請<br>3月15日        | <b>国 税</b> ／7月決算法人の中間申告<br>3月31日                    |
| <b>国 税</b> ／贈与税の申告<br>2月1日～3月15日         | <b>国 税</b> ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)<br>3月31日 |
| <b>国 税</b> ／2月分源泉所得税の納付<br>3月10日         | <b>地方税</b> ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告<br>3月15日   |
| <b>国 税</b> ／個人事業者の令和2年分消費税の確定申告<br>3月31日 |   |

### ワンポイント 発信主義と到達主義

納税者が提出する書類の効力は、原則として書類が税務官庁に到達した時とする「到達主義」とされていますが、郵便又は信書便により提出された確定申告書などの納税申告書(添付書類及び関連提出書類を含む)については、通信日付印により表示された日を提出日とみなす「発信主義」とされています。

# 相続の

# 基礎の基礎



## 1 相続とは

「相続」とは、ある人の死亡によって、その人に属した財産上の地位を、法律上の規定または死亡者の最終意思（遺言）の効果として、特定の者が引き継ぐことをいいます。簡単にいえば、亡くなった人の財産を子どもや配偶者といった関係者がもらうこととなります。

相続は、人の自然死亡によって通常は開始されますが、人が行方不明でその生死が判明しないときに、失踪宣告によって死亡したものとして取り扱われる（法律上、死亡者として取り扱われる）相続が開始されます。相続では、この死亡した人のことを「被相

続人」、財産をもらう人のことを「相続人」といいます。

## 2 自然死亡と失踪宣告の手続き

自然死亡の場合には、死亡診断書や死体検案書（やむを得ない場合には死亡を証すべき書面）を添付した死亡届を、死亡の日から七日以内に市区町村役場に提出することにより、戸籍簿に死亡の事実およびその日時が記載されます。

自然死亡以外に、被相続人に失踪宣告がなされた場合にも相続が開始されます。これは失踪者をめぐる財産や身分の関係が長期間放置され、親族や関係者にとって不都合な状態を解消す

るための制度として法律上定められています。

失踪宣告には二種類あり、普通失踪と特別失踪があります。

普通失踪とは、不在者の生死が七年以上不明であるときに、家庭裁判所が利害関係人の請求により宣告し、失踪期間の満了時である七年経過時に死亡したものとみなされます。

特別失踪とは、戦地、沈没した船舶、墜落した飛行機などにいた者で、その危機があった日後一年以上の間その生死が不明の場合に、家庭裁判所が利害関係人の請求により宣告し、この危機が終了した時点で死亡したものとみなされます。

失踪宣告を受けた者がもし生存していた場合には、失踪宣告の取り消しの審判が別途必要となります。

## 3 同時死亡の推定

たとえば、車の事故等で発見が遅れて死亡した数人中、その一人が他の人の死亡後もお生存していたか否か不明の場合には、同時に死亡したものと推定されます。

同時死亡の推定が働くと、父と子のように、本来なら被相続人と相続人の関係に立つ者同士の間であっても相続関係は生じないこととなります。

## 4 法定相続人

民法では、被相続人の財産を引き継ぐことができる人の順番とその範囲を定めており、これを「法定相続人」といいます。この法定相続人となるのは、被相続人の配偶者（離婚した場合には相続人ではなくなる）と一定範囲内の血族関係者に限られています。配偶者は常に相続人となり、配偶者以外に親族がいる場合には、配偶者とともに①子、②直系尊属（父母や祖父母）、③兄弟姉妹、の順に相続人となります。

そして、先順位の相続人がいない場合のみ、後順位の者が相続人となります。

### ① 第一順位

被相続人の子は、年齢に関係なく相続人となり、子は「実子」、養子を問いません。また、被相続人の死亡時に胎児だった子も相続権はあ

り、無事に生まれれば相続をすることが可能です。

なお、非嫡出子（法律上の婚姻関係のない男女の間に生まれた子）も相続することが可能です。非嫡出子の相続分は、以前は嫡出子（法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子）の二分の一とされていましたが、平成二十五年九月五日以降の相続からは、法改正により同等の相続の権利となりました。

配偶者がいないときの法定相続の割合は全部となり、配偶者がいる場合には配偶者が二分の一、子が二分の一となります。

## ② 第二順位

被相続人に子がいない場合には、次の順位である直系尊属である父母や祖父母が相続人となります。子がいても欠格や廃除により相続権を失い、さらに代襲相続が生じない場合には、第二順位である直系尊属が相続人となります。直系尊属のうち親等の異なる者の間では、親等の近い者が優先されます。

配偶者がいないときの法定相続の割合は全部となり、配偶者がいる場合には配偶者が三分の二、直系尊属が三分の一となります。

## ③ 第三順位

子も直系尊属もない場合には、兄弟姉妹が相続人となります。また、子や直系尊属がいたとしても相続権を失い、その上代襲相続が生じない場合には、第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。

配偶者がいないときの法定相続の割合は全部となり、配偶者がいる場合には配偶者が四分の三、直系尊属が四分の一となります。

## 5 代襲相続

代襲相続とは父よりも先に子が亡くなってしまった場合など、本来、相続人となる人が被相続人よりも先に亡くなっていった場合に亡くなった相続人（子）の子（被相続人にとつて「孫」）がいれば、その者が相続します。ただし、孫も死亡している場合には、孫に子（被相続人にとつては「ひ孫」）がいれば、その者

が相続します。これを「再代襲相続」といいます。

直系尊属（子・孫・ひ孫等）に関して、相続できる者にたどりつくまで、代襲相続が認められていますが、兄弟姉妹が相続人になる場合でも、代襲相続は認められていません。その場合、兄弟姉妹の代襲相続は、その子（被相続人にとつては姪、甥）までの一代限りとなります。

甥が先に亡くなっている場合は、姪や甥の子への再代襲相続は認められていません。

また代襲相続は、相続人が相続以前に死亡したときだけでなく、相続欠格や相続廃除により相続権を失った場合も認められています。相続人が相続放棄をした場合には、代襲相続は認められていません。

## 6 相続欠格者、相続人の廃除、相続の放棄

相続人であっても、欠格又は廃除により相続権を失うことがあります。

### ① 欠格

欠格とは、相続人となるべき者が故意に被相続人を殺し

たり、詐欺や強迫によって遺言書を書かせたりした場合などに、法律上当然に相続人としての資格を失うことをいいます。

### ② 廃除

廃除とは、被相続人に対する虐待、または重大な侮辱を加える行為や、相続人に著しい非行があった場合に、「被相続人が家庭裁判所に申し立てることによって」その相続権を失わせるものです。被相続人は遺言によって廃除の意思表示をすることができ、その場合は遺言執行者が家庭裁判所に申し立てをします。

いずれにせよ、家庭裁判所の審判が必要となる点で欠格とは異なります。

### ③ 放棄

相続放棄とは、被相続人の財産に対する相続権の一切を放棄することです。相続の放棄をした者は初めから相続人でなかったものとみなされるため、その相続分もなかったものとなり他の相続人に帰属することになります。

# 令和3年度

## 税制改正(案)

### のポイント

令和三年度税制改正(案)では、新型コロナウイルス感染症の蔓延・拡大を踏まえ、事業や生活を取り巻く環境が厳しくなっている中、経営基盤の支援強化のほか、土地の固定資産税の負担調整措置や住宅ローンなどで減税の対象拡大や延長が盛り込まれています。

また、デジタル社会やグリーン社会の実現に向けた設備投資を後押しするための税制措置なども手当てされます。

以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。

#### 【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目の適用時期は、下表のとおりです。  
なお、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。

#### 改正項目タイムスケジュール

(○減税、●増税、—どちらともいえない、◇利便性向上)

改正項目	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	
1 法人課税関係	1月	4月	1月	
				● 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例措置
				○ 住宅ローン減税の対象40㎡に拡大
				◇ 振替納税及びダイレクト納付の電子申請
				◇ 納税地の異動があった場合の口座振替手続きの簡素化
	— 利子税及び還付加算金の割合引下げ			
	◇ 押印義務の見直し			
	○ 固定資産税の見直し(負担調整据え置き)			
	○ 所得拡大促進税制の見直し			
	● 教育資金等贈与への非課税措置を厳格化			
2022年 (令和4年)	1月	● 退職所得課税の適正化		
	4月	— 連結納税制度の見直し		
	10月	○ 私的年金の優遇拡大		
2023年 (令和5年)	1月	● 国外居住親族に係る扶養控除の見直し		
	10月	— 消費税のインボイス制度始まる		

#### I 法人課税関係

1 DX投資促進税制の創設  
社会変革につながる「デジタルトランスフォーメーション(DX)」への投資促進に向け、産業競争力強化法の改正を前提に、クラウドサービスを利用してグループ企業内でデータを共有する設備投資などを行った場合、投資額の三%(グループ企業外でデータを共有する設備投資などは五%)の税額控除又は三〇%の特別償却との選択適用

ができる「DX投資促進税制」が創設されます。

2 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設  
温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「二〇五〇年カーボンニュートラル」を推進するため、三年間の時限措置として、脱炭素化を加速する製品を生産する生産工場への投資や、生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新設備の導入投資等を行った場合、五%(温室効果ガスの削減に著しく資する

ものは一〇%)の税額控除又は五〇%の特別償却を認める制度が創設されます。

#### 3 所得拡大促進税制の見直し

(1) 大企業向け  
雇用を増加させる企業を下支えするという観点から、適用要件である「継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率三%以上」を「新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率二%以上」とするとともに、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件を緩和するなどの見直しを行い、令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度は対象外)まで適用期限を延長します。

#### (2) 中小企業者等向け

制度の枠組みは現行制度を維持しつつ、適用要件のうち、「継続雇用者給与等支給額が一・五%以上増加」を、「雇用者給与等支給額が一・五%以上増加」に見直すなどの措置が行われた上、適用期限が二年延長されます。

#### 4 繰越欠損金の上限特例

産業競争力強化法改正を前提に、コロナ禍に生じた一定の欠損金について、DX、カーボン

ニュートラル等、事業再構築・再編に係る投資に応じた範囲において、欠損金の繰越控除前の所得金額の範囲内で最大一〇〇%の控除が可能な措置が創設されます。

## 5 研究開発税制の見直し

新型コロナウイルスにより売上が一定程度減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた企業については、控除上限を法人税額の二五%から三〇%に引き上げるとともに、控除率カーブの見直し及び控除率の下限を引き下げる措置などが行われます。

## 6 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(年間八〇〇万円以下の部分)について税率を一五%とする特例について、新型コロナウイルスの影響で厳しい状況にある中小企業に配慮し、適用期限が令和五年三月三十一日までに開始する事業年度まで延長されます。

## II 個人課税関係

### 1 住宅ローン減税の見直し

新型コロナウイルスに伴い住宅取得環境の厳しさが増していることか

ら、消費税率一〇%への引上げ時の措置である「住宅ローン減税の控除期間一三年間の特例」を延長し、新築の場合は令和二年十月から三年九月末まで(それ以外は令和二年十二月から三年十一月末まで)に契約した場合、令和四年末までの入居者が対象とされます。また、延長したケースに限り床面積要件が「四〇平方メートル以上」に緩和されます(その年分の所得金額一、〇〇〇万円以下が要件)。

### 2 子育て支援

現在、雑所得とされている地方自治体の子育て世帯向けに支給する「ベビーシッター代」や「認可保育所利用料の助成金」について、非課税とされます。

### 3 退職所得課税の適正化

役員等でない勤続年数五年以下の者の退職金について、令和四年分以後の所得税から、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち三〇〇万円超の部分について二分の一課税が廃止されます。

## III 資産税関係

### 1 土地の固定資産税の負担調

**整措置等**  
固定資産税評価額が増額した場合に固定資産税等の負担が急激に増えないよう行われている負担調整措置が令和五年度まで継続されます。

また、新型コロナウイルスに伴う納税者の負担感に配慮して、令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については、令和二年度の税額に据え置く特例措置が設けられます。

### 2 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の厳格化

贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、その贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、管理残額に対応する相続税は「相続税額の二割加算」の対象とした上で、適用期限が二年延長されます。

### 3 事業承継税制の拡充

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例措置について、被相続人が七〇歳未満(現行六〇歳未満)で死亡した場合などは、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承

継会社の役員でないときでも、本特例措置を受けることができるとようになります。

## IV 消費課税関係

### 自動車重量税工コカー減税

環境性能の高い自動車を対象に、車検時にかかる自動車重量税を減免する「エコカー減税」が、令和五年四月三十日まで二年間延長されます。

## V 納税環境整備

### 押印義務の見直し

提出者等の押印を必要としている税務関係書類について、次のものを除き、押印が不要となります。

- ① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- ② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産

分割の協議に関する書類  
※ なお、これについては、税制改正前であっても、税務関係書類に押印がなくても改められて押印を求められないこととされています。

# 知っておこう 遺族に対する 公的給付



遺族に対する公的な給付には、国民年金や厚生年金保険(注)の年金給付や労災保険の年金(又は一時金)などがあります。

(注) 平成二十七年十月一日に「被用者年金一元化法」が施行され、それまで厚生年金と共済年金に分かれていた年金制度は、厚生年金保険に統一されました。

今回は、世帯の生計を維持していた者の死亡により、残された遺族が受給することのできる給付について解説します。

なお、年金制度では受給要件や年金額の計算において制度改正時の経過措置や特例的な扱いが設けられています。主なものを取り上げます。

詳細は、最寄りの年金事務所(国民年金・厚生年金保険)、労働基準監督署(労災保険)にてご確認ください。

## 一 国民年金・厚生年金保険

### (一) 概要

遺族年金には、国民年金から支給される「遺族基礎年金」と厚生年金保険から支給される「遺族厚生年金」があります。また、労災保険では「業務上または通勤途中」の被災で死亡したときに支給されるのに対し、国民年金・厚生年金保険では業務上外に関わらず支給されます。したがって、業務上または通勤途中の被災で死亡したときには、国民年金・厚生年金保険と労災保険の給付が支給されることもあります(この場合、労災の年金給付の一部が減額されます)。

### (二) 国民年金

#### ① 亡くなった者の要件

次のいずれかに当てはまる者の死亡が要件です。

a 国民年金の被保険者

b 国民年金の被保険者であった六〇歳以上六五歳未満の者で、日本国内に住所を有していた者

c 老齢基礎年金の受給権者・受給資格期間を満たした者(保険料納付済期間等を合算した期間が二年以上ある者に限ります)

#### ② 保険料納付要件

①のa・bに該当するときは、保険料の納付要件もあります。原則として、死亡月の前々月までの被保険者期間に、保険料納付済期間(保険料免除期間を含みます)等が三分の二以上あることが要件です。ただし、令和八年三月末までは、六五歳未満の者の死亡の場合、死亡月の前々月までの直近一年間に保険料の未納がなければ、保険料納付要件を満たします。

#### ③ 受給者

死亡した者により生計を維持していた次のいずれかの者が対象です(年収八五〇万円未満の者に限ります)。

・子のある配偶者  
・子

なお、「子」とは、一八歳到達年度の年度末を経過していない子または二〇歳未満で障害年金の障害等級一級・二級に該当する現に婚姻していない子に限られます。

配偶者が受給できるのは、年齢又は障害の要件を満たす子がある場合のみですが、夫については平成二十六年四月以降に妻が死亡した場合に限ります。

#### ④ 年金額

年金額は次のとおりです(令和二年度額)。

・配偶者が受けるとき  
七万八千一、七〇〇円＋子の加算額

・子が受けるとき  
七万八千一、七〇〇円＋二人目以降の子の加算額

なお、子の加算額は、一人目、二人目が二二万四、九〇〇円、三人目以降は七万五、〇〇〇円です。

配偶者がなく、子が受給権者となるときは、前記の「子が受けるとき」の額を子の数で割った額が一人当たりの額となります。例えば、兄弟が三人では一〇万八千一、六〇〇円(七万八

一、七〇〇円＋二万四、九〇〇円＋七万五、〇〇〇円)を三で割った額が子一人あたりの受給額です。

### (三) 厚生年金保険

#### ① 亡くなった者の要件

次のいずれかに当てはまる者の死亡が要件です。

- a 厚生年金保険の被保険者
- b 被保険者期間中に初診日がある傷病が原因で、初診日から五年以内に死亡
- c 障害等級一級または二級の障害厚生(共済)年金の受給権者
- d 老齢厚生年金の受給権者・受給資格期間を満たした者(保険料納付済期間等を合算した期間が二五年以上ある者に限る)

#### ② 保険料納付要件

①のa・bに該当するときは、保険料の納付状況も要件の一つとされ、前述の国民年金と同様の要件を満たす必要があります。

#### ③ 受給者

死亡した者により生計を維持していた者(年収要件は遺族基

礎年金と同じ)で次のように優先順位が定められ、上位者に権利が確定した場合、下位者の権利はなくなります。

#### 1 配偶者又は子

・子のない三〇歳未満の妻または三〇歳到達前の子を有しなくなった妻はそのときから五年間の有期給付

・夫は五五歳以上の者で支給開始は六〇歳からですが、遺族基礎年金を受給できる場合は六〇歳前であっても受給可

・子は、前述の遺族基礎年金同様の年齢、障害等級、婚姻の有無の要件あり

2 父母(夫と同様の年齢制限があり)

3 孫(子と同じ要件があり)

4 祖父母(夫、父母と同様の年齢制限があり)

なお、遺族基礎年金の要件を満たす配偶者や子については、遺族厚生年金も併給できます。

#### ④ 年金額

死亡した者の老齢厚生年金の報酬比例部分に相当する額(参考)の四分の三が支給されます。(参考)老齢厚生年金の額は「平均標準報酬額×五・四八一／

一〇〇〇×被保険者期間の月数」等の算式で求めます。平成十五年三月までの被保険者期間の有無や死亡者の生年月日に応じて計算式が変わります。

また、被保険者期間が三〇〇月(二五年)に満たない者は、三〇〇月とみなして計算し、年金額が低額とならないようにする取扱いもあります。

### 二 労災保険

労働者が死亡したときに、その者によって生計を維持していた者に対し遺族給付(年金又は一時金)が支給されます。

なお、業務上災害・通勤災害・複数就業者の災害のいずれかにより給付名は変わります。

#### ① 受給者

遺族補償年金は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち、最先順位者(受給権者)に対し支給されます。

妻以外の遺族は、労働者の死亡の当時に六〇歳以上または一八歳到達年度の年度末までであるか、一定の障害の状態にあ

ることが必要です。

なお、労災保険では先順位の方が婚姻や死亡等により受給権を失ったときは、次順位の者に対して支給されます(転給といえます。国民年金や厚生年金保険には転給の仕組みがありません)。

遺族補償一時金は、遺族補償年金を受給できる遺族がないとき等に、一定の遺族に対して支給されます。

#### ② 受給額

遺族補償年金の受給額は、「給付基礎日額(死亡した労働者の平均賃金)×日数」で計算したものを毎年支給します。

日数は、前述の受給資格者の数に応じ、一五三分(二人)から二四五五分(四人以上)の範囲とされます。

遺族補償一時金は、給付基礎日額の一、〇〇〇日分です。

#### ③ 特別支給金

遺族補償年金や遺族補償一時金とは別に、特別支給金として、遺族特別支給金(定額で三〇〇万円)や遺族特別年金・一時金も支給(賞与に基づいて支給額を算出)されます。

## 「完璧を目指すよりもまず終わらせろ」

フェイスブックの創始者であるマーク・ザッカーバーグ氏は、「完璧を目指すよりもまず終わらせろ (Done is better than perfect.)」と説いています。これは、目まぐるしく変化する現代ならではの言葉かもしれません。

なぜ終わらせることが完璧よりも良いのか、どういう結果であっても、終わらせることで次の段階へ進むことができるからでしょう。よく完璧を求める人がいますが、そういう人の中には時間をかけても終わることができないこともよく聞きます。

トヨタ自動車の社長を務めた奥田碩氏も同じような言葉を説いています。「時間をかけて完璧を目指すより、まず拙速を」。

完璧を追い求めるよりもスピードを重視しろということでしょう。終わっていない状態であれば、ずっとその問題や懸案を考えていかなければならず、他の事に手をつ

けられないかもしれず停滞してしまいます。

そんなことより、多少不安があったとしてもまずは終わらせてみて、そこから何か起こればその都度、改善し対処していくことの方が結果的には効率が良いのかもしれませんが。確かに、上手くやろうとすればするほど準備に時間がかかってしまい、機会損失はどんどん拡大してしまいます。下手でもいいからやってみて、上手いかわないところは、その都度直していく方がずっと効率的です。また、完璧にこだわって物事を先送りするよりは、フットワーク軽くすぐに行動した方が、むしろ良い出来になるのではないのでしょうか。完璧を目指さないことで無駄に悩んだりせず、結果的に多くの物事に時間を割くことができるからです。

コロナ禍での対応は皆が体験したことのないものです。「やるべきこと」の生産性を上げるため、これらの言葉を心がけてまずは行動してみましよう。

## 72の法則

「72の法則」とは、資産運用で元本が2倍になるような年利と年数が簡易に求められる法則です。

$$\text{年利}(\%) \times \text{年数}(\text{年}) = 72$$

$$72 \div \text{年利}(\%) = 2 \text{倍になる年数}(\text{年})$$

$$72 \div \text{年数}(\text{年}) = 2 \text{倍になる年利}(\%)$$

上記の式において、年利に年利(複利)を入れると元本が2倍になる年数に必要な年数が求められ、年数に運用期間を入れると元本が2倍になるのに必要な年利を求めることができます。

たとえば、最近よくある定期預金の利率0.002%で計算すると「 $72 \div 0.002\% = 3万6000$ 年」となり非現実的な数字で低金利時代を物語っています。

5%程あった昔なら14年程で倍になったのですが。

## グッドカンパニー大賞

全国の中小企業の中から経営の刷新や技術開発、市場開拓に優れた成果を上げている中小企業を発掘・顕彰する目的で、一九六七年に公益社団法人中小企業研究センターが創設した賞(中小企業庁後援)。

これまでに延べ七一社が表彰されていて、京都セラミック(現京セラ)、カルビー製菓(現カルビー)、トミー工業(現タ

カラトミー)、ゼンリン等、多くの企業が有力企業となっています。

なお、昨年十二月に発表された第五四回(二〇二〇年度)では一六社が表彰され、栄えあるグランプリには、生産管理システムなどの開発・販売を行う岐阜市の「テクノア」と調剤機器や電子カルテシステムなどの開発・製造・販売を手掛ける豊中市の「湯山製作所」の二社が選ばれています。